

No	2-1-1	分類1	法令・規格	分類2	高圧ガス保安法
質問	製造事業所の保安組織において、保安統括者等(保安係員等)は正社員でなければならないという規定はありますか。派遣社員でも良いですか。				
回答	保安係員は派遣社員でも職務が確実に遂行される場合には問題ありません。 その旨は通達に明記されています。 〈平成14・03・25原院第10号、平成14年3月29日、「高圧ガス保安法に係る保安係員等の選任について〉				
補足	〈平成14・03・25原院第10号、平成14年3月29日、「高圧ガス保安法に係る保安係員等の選任について〉 「保安係員及び代理者は、その職務及び職務遂行に必要な権限等が事業者の規程や委託契約において明確に定められ、保安係員としての確実な職務の遂行が確保されることが確認できる場合には、他の会社の所属でも良い」と記載されています。				